労働災害の約8割は、停車時に発生

停車中の危険は、すぐ側に

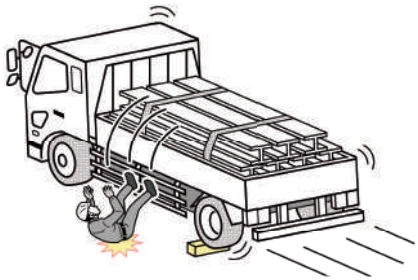
トラックの荷台から落ちて腰を打撲

労働災害は、いつ発生するか分かりません。しかし、事前の対策によりその多くは防止できるでしょう。今回は、トラックの荷台上で移動を指示した際に発生した転落事例および対策を紹介します。

災害例

予期せぬ荷台の揺れによる転落

鉄骨の荷締めを行っていた作業者は、荷台上から運転者にトラックの小移動を指示。トラックが発進した直後、後輪の前に放置されていた角材に乗り上げた。その衝撃で荷台が大きく揺れ、作業者はバランスを崩し、約1.5メートル下のコンクリート舗装の床面に落下した。



原因

- ●トラックの後輪前に角材が放置されていることを知らずに発進した。
- ●被災者が、荷台上の不安定な位置から運転者に移動を指示し、そのまま乗っていた。
- ●被災者が「積卸し作業指揮者講習」を受講していなかった。

対策

- ●作業開始前に、作業場の整理・整とんを実施する。
- ●トラックの荷台上に人を乗せて走行させない。
- ●「積卸し作業指揮者」に指名予定の従業員全員に対し、事前に講習を受講させる。

「墜落・転落」は荷役時に多発する災害のひとつです

今回の事故は、後輪前の角材に気付かなかったことが直接の引き金です。「ほんの少し動かすだけ」という油断をなくし、短距離の移動であっても運転者が降車して周囲の安全確認を行ってください。

また「墜落・転落」は、荷役5大災害（①墜落・転落 ②荷崩れ ③フォークリフト使用時 ④無人暴走 ⑤後退時）のひとつ。従業員の命と健康を守るため、改めて荷役作業時における基本行動の確認をお願いします。

荷役5大災害を防ぐ基本行動

①墜落・転落	必ず保護帽を着用。荷台へのステップなど昇降設備を設置
②荷崩れ	適切な固定・固縛の実施
③フォークリフト使用時	オペレーターや周囲の作業者は定められたルールを順守
④無人暴走	降車時には必ず逸走防止措置を実施
⑤後退時	後退誘導のルールを設定

出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」「陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項」